

～制度調査部情報～

2008年5月30日 全2頁

法人の受取配当の 源泉税は15%

制度調査部
吉井 一洋

2009年4月から引上げ

【要約】

- 2008年4月30日に、与党の税制改正大綱に基づく2008年度税制改正法が衆議院で再可決され、成立した。
- 改正法では、法人が受け取る上場株式等の配当等について、源泉税率を2009年4月以降15%に引き上げることとしている。

◎2008年4月30日に2008年税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」、「地方税法等の一部を改正する法律」等）が衆議院で再可決・成立し、同日に公布された。

◎改正税法では、法人が2009年4月1日以後に受け取るべき上場株式等の配当等について、源泉税率を現行の7%から15%に引き上げることとしている。恒久的施設の無い非居住者や外国法人についても同様に扱われる（ただし、租税条約がある場合は、租税条約の制限税率が上限となる）。

◎上場株式等の配当には、現在7%税率が適用されている下記の上場株式等の配当が含まれる。即ち、上場株式の配当、公募株式投資信託の分配金、上場ETFの分配金、上場REITの分配金、外国上場株式の配当、外国公募株式投資信託の分配金などが含まれる。

- ・ 金融商品取引所に上場されている株式等
- ・ 外国金融商品市場（取引所金融商品市場に類似する市場で外国に所在するもの）で売買されている株式等
- ・ 日本銀行出資証券
- ・ 公募株式投資信託（公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募によるもの）の受益権
- ・ 特定投資法人の投資口（注1）

（注1）投資主の請求により払い戻しをする旨が定められており、その設立時の投資口の募集が50名以上を勧誘の対象とする等の要件を満たすものを対象とする。

（注2）新株予約権、新株予約権付社債、特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社又は合同会社（LLC）、協同組合等の法人の出資者の持分、協同組織金融機関の優先出資、資産流動化法第2条第5項に規定する優先出資、非公社債等投資信託（証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に



該当しないもの)の受益権、特定受益証券発行信託の受益権も上場していれば上場株式等に含まれる。

◎公募株式投資信託の償還又は解約による収益分配金については、個人や恒久的施設を有する非居住者では2009年以降は譲渡損益とみなされるが、法人の場合は、2009年以降も、配当として取り扱われる。